

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第57条第3項
処 分 の 概 要：制限外積載の許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等に係るものは、札幌方面については高速道路交通警察隊長、函館方面については函館方面本部交通課長、旭川方面については旭川方面本部交通課長、釧路方面については釧路方面本部交通課長又は釧路方面本部十勝機動警察隊長、北見方面については北見方面本部交通課長）
法 令 の 定 め：道路交通法第58条（制限外許可証の交付等）、同第114条の3（高速自動車国道等における権限） 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第8条（制限外許可証の様式等） 道路交通法施行細則第28条（高速自動車国道等における権限）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、出発地を管轄する警察署交通課（係）の窓口に提出してください。 ただし、札幌方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察本部高速道路交通警察隊規制係に、函館方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊規制係又は北海道警察函館方面本部交通課高速道路交通警察隊に、旭川方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊に、釧路方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察釧路方面本部交通課高速道路交通警察隊又は北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊に、北見方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察北見方面本部交通課高速道路交通警察隊に提出してください。
問 合 せ 先：当該申請にかかる出発地を管轄する警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部交通課、十勝機動警察隊又は各警察署の交通課 （高速自動車国道等の管轄が札幌方面の場合（電話011-892-9761）） （高速自動車国道等の管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （高速自動車国道等の管轄が旭川方面の場合（電話0166-52-6605）） （高速自動車国道等の管轄が釧路方面の場合 釧路方面本部交通課（電話0154-25-0110） 釧路方面本部十勝機動警察隊（電話0155-23-0964）） （高速自動車国道等の管轄が北見方面の場合（電話0157-36-7700）） （高速自動車国道等以外の場合は、管轄する警察署の交通課）
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)は、当該申請に係る許可対象行為が積載重量を限る等の条件を付すことにより、1から3までの条件すべてを満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

### 1 貨物に関する基準

貨物に関しては以下の(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 形態上、単一の物件であること
- (2) 分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められること

### 2 車両の構造に関する基準

当該制限外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

### 3 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所、橋梁・トンネル等通行する車両の諸元等に関する制限のある場所、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。